

2020年度夏季手当妥結！

基準内賃金の**2.4ヶ月分+5,000円**

6月29日(月)以降、準備でき次第

本部は6月10日、申第10号「2020年度夏季手当の支払いに関する申し入れ」について第3回交渉を開催し、会社側から支給額等について回答が示された。

会社は、厳しい現経営状況とともに、さらに、新型コロナウイルスの影響についてはこの先も予断を許さない状況であることを踏まえた回答となったとした。

組合側からは、株主配当やJR他社の支給額との釣り合い・整合性を質した上で、多くの認識は一致していることを伝えるとともに、今後の対応について、コロナ終息後の経営が上向いた時の社員還元を強く訴え、加えて、私たちは、現状を乗り越えるために、さらに自己研鑽に努め、経費削減など社員の目線でできることを取り組んでいく旨、決意を伝えた。その上で、苦渋の選択ではあるが、現状を鑑み、これ以上の上積みは期待できないとし、席上妥結した。

1 基準額

基準額は、基準内賃金の2.4ヶ月分に5,000円を加えた額とする。

2 支給日

令和2年6月29日(月)以降、準備でき次第とする。

新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態が与えた影響を、労使がともに、確かに判断し、将来を見据えて前に進まなければならない。会社の持続的発展と、組合員と家族の幸福の実現を求めていこう！